

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第7期第1回美幌町自治推進委員会
開 催 日 時	令和7年3月24日(月) 18時30分 開会 19時15分 閉会
開 催 場 所	役場庁舎1階 第1会議室
出 席 者 氏 名	西岡委員、北守委員、田村委員、鹿野委員、斉藤委員、 佐藤みゆき委員、佐藤潤委員、村上委員
欠 席 者 氏 名	西田委員、中原委員
事務局職員職氏名	平野町長、那須総務部長、竹下政策推進課長、稲場主査、 長尾主事
議 題	1 美幌町自治推進委員会について 2 審議会等の会議の公開に関する運用状況について 3 美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況について 4 第7期美幌町自治推進委員会の今後のスケジュールについて(案) 5 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	-
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	報道1名
会 議 資 料 の 名 称	【資料1】美幌町自治推進委員会について 【資料2】美幌町自治推進委員会の開催状況及び協議事項について 【資料3】審議会等の会議の公開に関する運用状況について 【資料4】美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況について 【資料5】第7期美幌町自治推進委員会の今後のスケジュールについて(案)
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した全部記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局(総務部長)	<p>皆さん、こんばんは。</p> <p>本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>只今から、第7期美幌町自治推進委員会の第1回推進委員会を開催いたします。</p> <p>私は、本委員会の会長が決定するまでの間進行を務めさせていただきます総務部長の那須と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>この会議につきましては、「美幌町審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定により公開されます。ただし、美幌町情報公開条例に定める非公開情報ですとか、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合は会議の全部又は一部を公開しないことができます。</p> <p>そして、会議終了後、速やかに会議録を作成することになりますが、会議録の公開につきましては、その写しと会議資料を町ホームページにも掲載いたしますのでご了承願います。</p> <p>はじめに、町長より、自治推進委員をお引き受けくださいました皆様に、委嘱状の交付を行います。私が、お名前をお呼びいたしますので、その場でお受け取りください。</p> <p>(町長から順に委嘱状を交付)</p> <p>西岡 巖 様 北守 但祥 様 田村 英樹 様 鹿野 博志 様 斉藤 洋子 様 佐藤 みゆき 様 佐藤 潤 様 村上 三千雄 様</p> <p>本日、所用により欠席をされておりますが、西田陽子様、中原康士朗様を加えた10名により本委員会が構成されていることをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、ここで平野町長よりご挨拶を申し上げます。</p>
平野町長	<p>改めまして皆さんこんばんは。</p> <p>本日はお忙しい中美幌町自治推進委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>ただいま令和7年2月14日にさかのぼりお二人の方が欠席ではありますが</p>

	<p>10名の皆様に美幌町自治推進委員の委嘱状を交付させていただきました。</p> <p>4名の委員の皆様には再任の委嘱となり6名の委員の皆様には新たな委嘱となります委員の皆様には自治推進委員をご引き受けいただいたことを心から感謝しておりますとともに、2年間の任期となりますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、自治推進委員会の役割については後ほど説明されますが、委員の皆様が明記しております美幌町自治基本条例には、美幌町の自治の基本を定めることが最高規範で、日本国で言いますと憲法に該当するものと考えております。</p> <p>この自治基本条例の目的である町民主体の自治を実現することのため町民、議会及び行政それぞれが協力することが重要であると考えております。</p> <p>この条例は平成23年3月18日に制定、平成23年の4月1日から施行をいたしましたので今年で14年目を迎えるところであります。</p> <p>これまでこの条例に基づき自治推進委員の皆さんにより4年に1度の条例の見直しや町民参加の状況条例の運用状況を審議いただいております。</p> <p>今後、皆様にはいろいろなことでお手数をおかけしますが美幌町のまちづくりの基本となる美幌町自治基本条例を育てていただき、時には時代に即した町民主体の最高批判となるよう見直しの提言もしていただければと考えております。</p> <p>私ども行政は、委員の皆様としっかりと向き合っておりまいますので、引き続き皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、簡単でありますけれども私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局（総務部長）	<p>ここで新たに委員となられました方もいらっしゃいますので、委員の皆様より、自己紹介を兼ねまして、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
西岡委員	<p>自治会連合会の西岡です。よろしくお願いいたします。</p>
北守委員	<p>美幌商工会議所から参りました北守です。前任の横山さんから代わりで参りました。</p>
田村委員	<p>美幌商工会議所青年部を代表してまいりました田村英樹と申します。</p> <p>令和7年度美幌商工会議所青年部の会長になる予定であります。</p> <p>美幌町冬祭りや夏祭りの子ども縁日の企画などを行っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
鹿野委員	<p>美幌町農業協同組合から参りました鹿野宏と申します。</p> <p>前期に引き続き、委員になりましたので、よろしくお願いいたします。</p>
斉藤委員	<p>斉藤と申します。</p> <p>前任の方から、2年任期で自分が終わったので、次やってほしいという願いがありました。</p> <p>自分はこのような自治推進委員会があることさえわからなかったもので、よく教えていただきたいと思ひます。よろしくお願いします。</p>

佐藤みゆき委員	<p>美幌町ボランティア連絡協議会から推薦いただきました佐藤みゆきです。よろしくお願ひいたします。</p> <p>民生委員を兼ねてまして、普段は地域の皆さんの見守りとか活動していますので、何かに役立てたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
佐藤潤委員	<p>社会医療法人恵和会からまいりました佐藤と申します。</p> <p>私は、美幌町ではなく北見から通わせていただいているのですが、美幌町民の気持ちになって、介護福祉のほうで幅広く活動させていただいております。今後もよろしくお願ひいたします。</p>
村上委員	<p>村上三千雄と申します。大阪から移住して、この5月で約3年になります。</p> <p>まだまだ、美幌町のことで分からないことも多いかと思ひますので、いろいろと教えてもらいながら勉強していきたいと思ひます。</p>
事務局(総務部長)	<p>続きまして事務局を紹介させていただきます。</p> <p>(順に紹介)</p> <p>那須総務部長 竹下政策推進課長 稲場主査 長尾主事</p> <p>続きまして、美幌町附属機関に関する条例第7条の規定で、委員会に会長と副会長を置くこととなっており、選任の方法につきましては委員が互選することとなっております。</p> <p>それでは、まず、会長の選出でございますけれども、委員の皆様の中で自薦、あるいは他薦がございましたらお願ひしたいと存じます。いかがでしょうか。</p>
鹿野委員	<p>事務局案があれば示していただけますか。</p>
事務局(総務部長)	<p>ただいま、事務局案提示のご提案をいただきました。</p> <p>それでは、事務局案ですが、会長は、田村秀樹様、副会長は、佐藤潤様にお願ひしたいと思ひますが、皆様よろしいでしょうか。</p> <p>一同了</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>一席移動</p> <p>それでは、会長と副会長が決まりましたので、ここで、お二人にご挨拶をいただ</p>

田村会長	<p>きたいと思います。</p> <p>初めに、田村会長よろしくお願ひいたします。</p> <p>会長のご承認いただきましてありがとうございます。会長を務めさせていただきます、改めまして田村秀樹と申します。</p> <p>自治推進委員会は今期が第7期ということで、第5期の途中から参加をさせていただきますまして3期目ということになります。</p> <p>前回4年前の自治基本条例の見直しの時も参加させていただいておりますが、少しでも美幌町がよりよい街になれるように貢献していきたいと思っておりますので、至らぬ点多々あるかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局(総務部長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして佐藤副会長よろしくお願ひします。</p>
佐藤副会長	<p>副会長をご指名いただき大変恐縮ではございますが、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>美幌町に関しましては、10年ほど北見市から通わせていただいております、また、北見市とは全く別な、すぐく住みやすいというか、町民の皆さんからも実際そのような声を聴いておりますので、まだまだ美幌町を発展させて、実践のある町民参加という町にしていくことのできる一助となればと思ひますので、今後どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局（総務部長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、美幌町附属機関に関する条例第8条の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、これからの議事進行につきましては田村会長へお渡しいたします。</p> <p>なお平野町長におきましては、このあと、他公務がございますのでここで退席をさせていただきます。</p>
平野町長	<p>すみません。ここで退席させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
田村会長	<p>それでは、早速ですが議題に沿って進めていきたいと思ひます。</p> <p>議題の1つ目、美幌町自治推進委員会について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（政策推進課長）	<p>〈議題1 美幌町自治推進委員会について〉</p> <p>それでは、美幌町自治推進委員会について私の方から資料に基づきながらご説明させていただきますと思ひます。</p> <p>右上に資料1と記載のございます、美幌町自治推進委員会についてという資料をご覧ください。</p> <p>今期の委員の皆さんに置かれましては、1期目の方が6名、3期目の方が4</p>

	<p>名ということで、1 期目の方が半数を占めておりますので、本日は基本的な部分のご説明を中心にさせていただきたいと思っております。3 期目の委員の皆さんにつきましては、すでに周知のことかと思っておりますが、再度確認の意味も含めましてお聞きいただければと思っております。</p> <p>まず設置目的でございます。</p> <p>設置目的は自治基本条例を実効性のあるものにしていくために条例の運用状況などを町民側からの立場に見守り、条例の適正な進行管理を図るために設置しますという規定がございます。</p> <p>こちらは、美幌町自治基本条例の第 49 条にその推進委員会の位置づけをされているところでございます。</p> <p>先ほど町長からお話がありましたけれども、平成 23 年 3 月 18 日に公布し翌月の 4 月に公布され 5 月 1 日から施行されております。</p> <p>自治基本条例は、まちづくりに関する考え方やルールを定めた条例であります。この条例を実効性のあるものにしていくためこの委員会が設置されているということでございます。</p> <p>続いて役割についてでございますが、役割についても条例に規定されてございます。一つ目が自治基本条例に基づくまちづくりに関し、町長の諮問に応じて審議を行い答申すること。二つ目が自治基本条例に基づく制度及び条例の運用状況などについて自ら審議を行い町長に提言をすること。三点目が審議会等の会議の効果に関する運用状況及びパブリックコメント手続き条例の実証局の報告を受けることとなっております。</p> <p>一点目の町長の諮問に応じて審議を行い答申しますということでございますけれども諮問というのは用語の意味といたしましては一定の期間で有識者が気になっている問題について、意見を訪ね求めること、すなわち町長が皆様に意見を求めるということとなります。答申というのはその問いに対して意見を得ることでございます。したがってこの自治推進委員会が自治基本条例に基づくまちづくりに関して、町長から意見を求められ、そしてそれに問いを返す、意見を述べるということとなっております。</p> <p>2 番目 3 番目の役割につきましては、後ほどお説明いたしまして 1 ページおめくりいただきます。</p> <p>自治基本条例とは別に、審議会等の会議の公開に関する条例というものがございまして、条例に基づきまして審議会等の会議は原則公開会議となっております。</p> <p>その会議の公開の状況につきましてこちら自治推進委員会に報告するとともに公表するものとするという規定を設けてございますのでこの後の議題でこちらは報告させていただきたいと思っております。</p> <p>また同じく美幌町パブリックコメント手続き条例におきましても、実施状況を取りまとめ自治推進委員会に報告するものとするという規定を設けてございまして、こちらについても後ほどの議題でご説明させていただきたいと存じます。</p> <p>大きな 2 番目審議事項というところがございまして、基本原則の推進ということで自治基本条例における基本原則が 4 つございます。</p> <p>それは庁民主体の原則、情報共有の原則、参加の原則、共同の原則、それ</p>
--	---

<p>田村会長</p>	<p>         ぞれ原則の意味はこちら資料の記載のとおりではありませんけれども、このうち情報共有の原則、参加の原則、共同の原則について皆さまからご意見をいただく、もしくは議論をいただくということでございます。       </p> <p>         そのうち情報共有の原則につきましては本日資料をご用意したいございませんけれども令和 6 年度に所属の情報公開請求 12 件ございまして、それぞれ公開非公開の決定をしてございます。       </p> <p>         情報公開を公開したこと非公開にしたことについては別途情報公開審査会もしくは個人情報保護審査会という別組織でございまして、こちらで確認をいただいております。       </p> <p>         こちらでは主に参加の原則と共同の原則について、ご意見をいただくこととなっておりますので、先ほどもお話をいたしましたとおり、会議の公開に関する条例の結果ですとか、パブリックコメントの状況ですとかそういったものを報告させていただくことがメインのこととなります。       </p> <p>         そして 2 の括弧に一番下に自主基本条例の検証ということとなります。       </p> <p>         こちらがこの委員会における最大のテーマとなっておりますけれども、平成 23 年 1 月に自主基本条例が施行されて以降、この条例が時代の情勢とあっているか、また美幌町にふさわしいものであり続けているのかについて、自治基本条例第 48 条におきまして 4 年を超えない期間ごとに見直しを行いますという規定を設けております。       </p> <p>         前回の見直しは令和 4 年度の見直しを行いました。したがって今回ですね令和 8 年度に予定していますけれども、この自主基本条例の見直しを皆様にご提案、諮問させていただきたいと考えております。       </p> <p>         繰り返しになりますけれども、この条例が時代の情勢に合致しているのか、また美幌町にふさわしいものであるのか、そういう観点で皆様からご意見を伺ってきたいと思っております。       </p> <p>         今後のスケジュールにつきましては、後ほど事務局から報告をさせていただきます。ページでも一枚めくっていただきまして、審議の流れを図式化させたものをです。左半分が美幌町自治推進委員会とこちらが本日の会議でございまして、役場庁舎内に美幌町自治基本条例庁内推進委員会と町長が会長でございまして、こちらの組織も設けてございます。       </p> <p>         皆様からいただく提言や諮問に対する答申を役場庁舎内の推進委員会で確認などなどをさせていただければというふうに思っております。       </p> <p>         以上が自治推進委員会について、もう一個資料 2 というものがございます。       </p> <p>         資料 2 については、過去平成 23 年度の会議の立ち上がりから前回までの第 6 期までの議題等を記載させていただいておりますので、参考までにご覧いただければと思います。       </p> <p>         議題 1 につきましては説明以上です。よろしく願いいたします。       </p> <p>         何かご質問はありませんが。       </p> <p>         一同無し       </p> <p>         それでは、議題 2 審議会等の会議の公開に関する運用状況について事務局       </p>
-------------	---

事務局（政策主査）	<p>から説明をお願いします。</p> <p>〈議題 2 審議会等の会議の公開に関する運用状況について〉</p> <p>議題の（２）、審議会等の会議の公開に関する運用状況についてご説明させていただきます。</p> <p>この報告は、美幌町審議会等の会議の公開に関する条例第 8 条（運用状況の報告及び公表）の規定に基づき、自治推進委員会に報告するものでございます。</p> <p>資料 3 をご覧ください。こちらの資料は、令和 6 年度の運用状況となっており、令和 7 年 3 月 1 日時点の状況を取りまとめたものとなっております。令和 6 年度は、42 ある審議会のうち、24 の審議会等で合計 100 回の会議が開催されており、公開された会議が 39 回、非公開の会議が 61 回となっております。公開された会議における傍聴人数は、一般の方が 2 名、報道機関が 4 名、合計 6 名となっております。各審議会等の開催状況詳細については、資料のとおりとなっております。</p> <p>また、参考資料として、令和 5 年度の運用状況も配布しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。</p> <p>以上、審議会等の会議の公開に関する運用状況についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。</p>
田村会長	<p>何かご質問はありませんか</p> <p>一同無し</p> <p>無いようですので、次に議題の 3 つ目、美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（政策主査）	<p>〈議題 3 美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況について〉</p> <p>議題の（３）、美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況についてご説明させていただきます。この報告は、美幌町パブリックコメント手続条例第 16 条（実施状況の報告）に基づき、自治推進委員会に報告するものでございます。</p> <p>資料 4 をご覧ください。こちらの資料は、令和 6 年度の実施状況となっており、現時点での状況を取りまとめたものとなっております。令和 6 年度は、9 つの案件でパブリックコメントを実施し、6 つの案件でご意見をいただき、合計 48 件のご意見が寄せられたところであります。なお、意見内容、意見に対する町の考え方、回答については、案件ごとに町ホームページで公表しております。</p> <p>また、参考資料として、令和 5 年度の実施状況も配布しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。</p> <p>なお、パブリックコメントに対する質問の回答ということで一例をご紹介しますと、資料 4 の No.3 緑の村再整備基本計画の基本計画案に対するご意見ですが、こちら 27 件ご意見をいただいております。そのうち意見としまして子育て世帯が遊べる施設となるよう遊具の充実を望む意見や、エリア内の滞</p>

<p>田村会長</p>	<p>在価値のさらなる向上を図るためのアクティビティコンテンツの構築に関するご意見がございました。町の考え方、回答としましては、基本計画は原案のままとさせていただいておりますが、いただいた意見を基本設計の策定値に反映するということとしております。続いて、1枚めくっていただきまして、No.5 美幌町コンパクトなまちづくり計画の案に対するご意見でございます。こちらのご意見としましては、今後の個別施設の整備に関する事、郊外住民への配慮に関する事、町のコンパクト化に関する事、住民の共通ビジョンの重要性などに関するご意見をいただきました。</p> <p>町の考え方、回答としましては、いただいたご意見は今後の計画の進行管理ですとか、住民説明会での参考とさせていただき、計画は原案のままとさせていただいております。</p> <p>以上、美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。</p> <p>何かご質問やご意見はありませんか</p> <p>一同無し</p> <p>無いようですので、次に議題の4つ目、第7期美幌町自治推進委員会の今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局（政策主査）</p>	<p>〈議題4 第7期美幌町自治推進委員会の今後のスケジュール〉</p> <p>議題の4 第7期美幌町自治推進委員会の今後のスケジュールについてでございます。配付しております資料をご覧くださいと思います。</p> <p>今後の第7期美幌町自治推進委員会の今後のスケジュールとしまして、来年度、令和8年3月頃に第2回を開催したいと考えております。</p> <p>第2回の会議では、第1回でもご説明、ご報告をさせていただきました審議会等の開催状況ですとか、パブリックコメントの実施状況についてご説明、報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>令和8年度については、資料1でもご説明をさせていただいたとおり、自治基本条例の見直しの方針を検討いただくこととし、会議が複数回開催を予定しております。それに伴いまして、答申時期については、令和8年10月頃を目処としております。その結果、条例の見直しが必要となった場合には、条例の改正案を事務局で作成しまして、12月上旬に自治推進委員会を開催。</p> <p>その後、庁内推進委員会、議会説明、パブリックコメント等を経て、3月議会へ改正条例案を上提し、令和9年4月1日から改正条例の施行というようなスケジュールになっております。</p> <p>令和8年度見直しについては、委員の皆様には限られた時間の中での検討となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>参考までに、令和8年度の見直し検討作業については、自治基本条例の条文ごとの解説、考え方が記載されている逐条解説というものがございます。</p> <p>それら、逐条解説ですとか、この自治基本条例に基づく取組状況などもお示しさせていただいた上で、疑問点、ご意見などをいただきたいなど考えております。</p>

<p>田村会長</p>	<p>す。</p> <p>令和 7 年度は、令和 8 年 3 月に会議を開催して、令和 8 年度に複数回会議を行うと、ちょっと時間が空いてしまいますが、自治基本条例の見直しの際に改めてこの自治基本条例に関する事、事務局の方からご説明をさせていただいた上で、条例の見直し等々ご意見をいただきたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、議題 4 のご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。</p> <p>何かご質問はありませんか</p> <p>一同無し</p> <p>以上で、議事進行上の 4 つの項目につきましての説明は終わりました。何かご意見やご質問はありませんか。</p>
<p>北守委員</p>	<p>質問よろしいでしょうか。こういった会議は次 1 年後ということになるということでしょうか。それまでは、このように集まって会議などはないということでしょうか。</p>
<p>事務局（政策主査）</p>	<p>今の今後のスケジュールでいきますと、資料 5 のとおり令和 7 年度については、令和 8 年 3 月中旬頃という予定になっています。</p>
<p>田村会長</p>	<p>他には、ご質問はあるでしょうか。</p> <p>一同無し</p> <p>無いようですので、議題の最後、その他ということで、事務局から何かございますか。</p>
<p>事務局（政策主査）</p>	<p>それでは、事務局から事務連絡させていただきます。</p> <p>今、スケジュール案でもお示しをさせていただいた通り次回の会議は令和 8 年 3 月中旬頃を予定しております。ちょっと期間があいてしまいますが、来年の 2 月下旬頃に会議の開催のご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の会議の報酬ですが、4 月中旬頃の振り込みを予定しております。新たに委員となられた方には、報酬支払先口座連絡票というものを本日配布しておりますので、必要事項を記載の上、マイナンバーカードと合わせて政策統計グループまで提出いただければと思います。</p> <p>提出は、来週末ぐらいまでに可能であればお持ちいただければと思います。</p> <p>また、再任された方の中で支払先の口座を変更したいという方がいらっしゃいましたら、政策統計グループの長尾までご連絡いただければと思います。</p> <p>続いて、自治基本条例の本体と逐条解説を郵送でお送りさせていただきますので、お目通しいただければと思います。よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。</p>

齊藤委員	いま、次の会議が一年後とおっしゃっていましたが、来年の3月の時に条例について、読んで考えて臨まなければならないということでしょうか。
事務局（政策主査）	ご質問ありがとうございます。具体的な審議については、第3回の会議からということになりますので、令和8年の5月下旬頃になろうかと思えます。ですので、今回お送りする資料についても、第2回までにお読みいただくのが一番望ましいかと思いますが、事務局からの説明もあわせてさせていただいた方が、より、条例の構造や、書いてある内容も理解が深まるのかなと思うので、第3回の時にそこも含めてご説明をさせていただきたいと思えますし、第2回の際に、読んでみたんだけどこれってどういう意味なのというのも事務局の方にご質問いただいても大丈夫ですので、改めてご説明させていただければと思います。
事務局（総務部長）	本来、本日最初から、条例と逐条解説を皆さんにお配りしていればよかったですと思っているんですけども、逐条解説というのは、この条文はこういうことが書いているんというような説明書きなんですけど、もし、お時間があるときにめくっていただければということで、一緒に後日お配りしたいと考えておりますので、来年の時にでも説明等はさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。
田村会長	他に何かありませんか。 せっかくなので私から議題に戻って質問させていただきたいですけど、パブリックコメントの実施状況のところ、2件ご意見をいただきましたとか、27件ご意見をいただきましたとか、ご意見はありませんでしたということで、意見の数に差があるなと思ったんですけど、この理由というのはどんなところなのかなというのが、もしあれば、例えば公表の仕方が違うのか何かあるのかなと思ったんですけどもいかがでしょうか。
事務局（政策主査）	この資料4の部分でいきますと、小中一貫教育推進ビジョンについては、こちらは15件のご意見をいただいております、みどりの村再整備計画に関しては、27件のご意見をいただいているということで、このようにご意見をいただいているという状況になっております。 全ての計画もホームページで公表したりですとか、パブリックコメントを実施していますよというのホームページで公開であったり広報で周知をさせていただいているところなんですけれども。 皆さん興味関心事が多いかつ自分としてもこういうふうになったらいいよねというような、住民参加の方々においては本当に大きな影響を受けたりといった部分について皆様からも興味をご興味いただいて、この計画に対してどういうものなのかといった意見が集中したというのが一つ大きいのかなと思います。 ですので27件の中でも、例えばですね、みどりの村再整備基本計画の中でも27件ではあるんですけども、分類としてはですね27件よりもまだまだ整理できるような件数になるものであったりはしております。 アクティビティに関することということで、例えば星空を見るような環境を整えたらどうだろうかですとか、先ほどお話ししたような子育て世帯が遊べるような遊具の

<p>北守委員</p>	<p>充実を図るのはいかがでしょうかと、皆様から様々なご意見をいただいているところでございます。</p> <p>特にみどりの村に関してはですね、再整備を今進めているということもありますし、施設整備について令和9年度オープンにめがけてやっているというのがあるので、それでちょっと関心事として多くの方から意見をいただいた結果になったのかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>パブリックコメントを求めるのに周知方法に差があって、この話は知っているけどこっちは知っていないのかと知らなくて意見の差が出るんだとちょっとあんまりよろしくないのかなと。周知方法というよりは、町民の関心があるのかで件数差が出ているという感じなんです。</p> <p>私の方から一点、パブリックコメントですね、原則として1ヶ月間の周知期間を設けないといけないというのがあるんです。</p>
<p>事務局（政策主査）</p>	<p>募集期間も例えばみどりの村の再生計画はご覧の通り13日で短い期間になっているんですけども、条例上その手続期間中とまらないといけないというのがあるんですけども、それを短い時には短縮することができるという短縮期限も設けていまして、逆にこれだけ短い期間にしているんです。それでも多くの意見をいただいているということもあるのでおそらくその関心度を含めて、意見の結果が適正しているその募集については広報であるとか、ホームページで募集をしているというのは一切変わっていません。</p>
<p>田村会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>すみません、その他ありますでしょうか。</p> <p>今のお話に関連して、パブリックコメントの周知方法ですとか、意見の吸い上げに関して、今後もおそらく同じような対応になるのかと思うんですが、先ほどおっしゃっていたホームページでの周知について、自治基本条例の検証というところが最大限はということでおっしゃっておりましたので、ここに関しては今後条例が時代の情勢に合致しているか、また、条例の正しいものである続けているかなどについて調整をしていかないかというところで、今後の審議を行いますという前提としてのパブリックコメントをいただくということによろしいかと思うんですが、この時に合わせて改めてパブリックコメントのより意見を吸い上げられるような取り組みの改善とかそういうようなお考えはあるのでしょうか。</p>
<p>事務局（政策推進課長）</p>	<p>まさにそういった議論をしていただきたいと思っておりますので、例えばパブリックコメント手続きそのものを見直すという手法もあれば、例えばもっと違う手法で町民の皆様の意見を集める手法があるのではないかと、そういったことを議論させていただきたいと思っております。パブリックコメントは自分がその個人を明らかにして実施するという割と直接的参加というお堅い手続きになっているんですけども、これはその直接政治参加を担当するためにわざとにその固いルールにしているためにもするんですけども、もっと例えばライトの形で住民の意見をたくさん取り入れた方がいいんじゃないかと、この周知方法がやっぱり今の時代に向いてないのでもう少しするべきではないかと、そういった議論はぜひこの会議の中で</p>

田村会長	<p>知っていただければと考えています。幅はもちろんあります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで本日の会議を終了したいと思います。次回は来年 3 月中旬とのことです。よろしく願いいたします。</p> <p>終了</p>
------	---